

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年6月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの

4件

國民年金關係 **1件**

厚生年金保険關係 **3件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500455号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1600006号

第1 結論

昭和51年7月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年7月から昭和52年3月まで

私は、母から、私の国民年金の加入手続は父が行い、父又は母が請求期間及びその前後の期間の国民年金保険料を継続して納付したと聞いていたが、年金記録では請求期間の保険料が未納となっている。当該保険料が納付済みであることが分かる資料として「国民年金保険料納付状況証明」を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持するA市長の公印が押された昭和56年4月6日発行の「国民年金保険料納付状況証明」では、請求期間を含む昭和50年11月から昭和56年3月までの期間の保険料が納付済みと記載されていることが確認できる。

また、請求者の母は、請求者に係る国民年金保険料の納付は私又は夫が行ったと陳述しているところ、請求者の両親のA市における国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、請求者の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から請求期間と同時期を含めて長期間にわたり保険料を納付していることが確認できることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

さらに、請求者及び請求者の両親のA市における国民年金被保険者名簿によると、請求期間直後の昭和52年4月から請求者が婚姻により転居する直前の昭和55年12月までの期間については、当該家族3人が、3か月ごとに同一日付けで国民年金保険料を納付していることが確認できることから、請求者の両親が、9か月と短期間である請求者の請求期間に係る保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500366号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600017号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年12月28日の標準賞与額を62万円、平成17年7月30日の標準賞与額を62万円に訂正することが必要である。

平成16年12月28日及び平成17年7月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月28日及び平成17年7月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年7月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録には当該賞与の記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、C市から提出された請求者の平成17年度及び平成18年度(平成16年及び平成17年の所得分)に係る市民税課税記録の回答書(以下「課税記録」という。)に記載されている給与総支給額及び社会保険料額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額等から推計される各年の給与支給額の合計額及び社会保険料額の合計額を上回っていることが確認できる。

また、同僚が保管していた平成16年及び平成17年に係る給与明細書及び賞与明細書によると、請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、及び元取締役(経理担当)は、当該期間において、請求者に賞与を支払い、当該賞与から保険料を控除した旨陳述していることから、請求者においても、当該同僚と同様に、賞与の支払及び保険料の控除があったものと推認できる。

さらに、請求期間①及び②の賞与支払日については、上記の元取締役及び同僚の陳述により、

請求期間①は平成 16 年 12 月 28 日、請求期間②は平成 17 年 7 月 30 日と認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A 社から請求期間①及び②に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記同僚の給与明細書及び賞与明細書並びに請求者の課税記録により推認できる厚生年金保険料控除額から、いずれも 62 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600060号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600018号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年12月28日の標準賞与額を18万5,000円、平成17年7月30日の標準賞与額を26万円、同年12月28日の標準賞与額を18万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月28日、平成17年7月30日及び同年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月28日、平成17年7月30日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年7月
③ 平成17年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から③までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の年金記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、請求者から提出されたA社の賞与明細書により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①から③までの賞与支払日については、元取締役(経理担当)及び同僚の陳述により、請求期間①は平成16年12月28日、請求期間②は平成17年7月30日、請求期間③は平成17年12月28日と認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から③までの標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は18万5,000円、請求期間②は26万円、請求期間③は18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から③までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500396号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600016号

第1 結論

請求者のA社における昭和48年10月1日から昭和49年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和48年10月1日から昭和49年8月1日までの標準報酬月額については、昭和48年10月1日から同年11月1日までは11万8,000円から13万4,000円、同年11月1日から昭和49年8月1日までは11万8,000円から16万円とする。

昭和48年10月1日から昭和49年8月1日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年10月1日から昭和49年8月1日まで

B厚生年金基金よりお知らせが届き、私は、A社における請求期間に係る標準報酬月額について、同厚生年金基金の記録と国の記録が相違していることを知った。同厚生年金基金の記録が正しいので、国の請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和48年10月1日の定時決定が行われたことを示す「48」の印のみが押されており、請求期間より前の昭和47年8月1日に随時改定された後、昭和49年8月1日に随時改定されるまでは11万8,000円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社が加入するB厚生年金基金から提出された請求者に係る異動記録マスター一覧表には、請求期間の標準報酬月額について、昭和48年10月1日から同年11月1日までは13万4,000円、同年11月1日から昭和49年8月1日までは16万円と記録されていることが確認できる。

また、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(昭和48年法律第92号)の施行に伴い、昭和48年11月1日から標準報酬月額の最高等級等が引き上げられたことを受けて、同年10月1日の定時決定の基礎となった報酬月額が上限額を超えており、最高等級(13万4,000円)に該当していた者については、当該定時決定の際、届けられた報酬月額に基づき、社会保険事

務所（当時）が職権により同年 11 月 1 日の標準報酬月額を改定することとされ、厚生年金基金においても同様の取扱いとされていた。

さらに、A 社は、請求期間当時、厚生年金基金及び社会保険事務所に対する厚生年金保険に係る届出書は複写式であり、厚生年金基金及び社会保険事務所に届け出ていた旨回答しており、B 厚生年金基金も同様に、届出書は複写式であった旨回答していることから、事業主は、昭和 48 年 10 月 1 日の定時決定に際し、当該厚生年金基金と同一内容の届出書を社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、請求者が主張する標準報酬月額であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、昭和 48 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までは 13 万 4,000 円、同年 11 月 1 日から昭和 49 年 8 月 1 日までは 16 万円に訂正することが必要である。